

省エネルギー基準・低炭素認定基準に係る課題への対応方針

宿題① PAL(年間熱負荷係数)に代わる外皮の評価方法について*

・PAL(外皮基準)と一次エネルギー消費量計算における地域区分等が不整合



■ **計算条件を統一**

※一次エネルギー消費量のWEBプログラムに若干の入力項目を追加することで自動計算可能

宿題② 一次エネルギー消費量計算の入力簡素化(主要室入力法)について*

・一定の安全率を見込んで、入力・評価を簡素化できる手法のニーズがある



■ **主要室と非主要室に分類した上で、非主要室の入力を省略**(非主要室は基準値に一定の係数を乗じて計算)

宿題③ 旧ポイント法(5,000㎡以下)に代わる簡易評価方法(モデル建物法等)について

・一定規模以下の建築物には、旧ポイント法並みの簡易評価法のニーズがある



■ **外皮及び一次エネルギー消費量計算の簡易評価法を創設(5,000㎡以下)**

宿題④ H25省エネルギー基準に適合する外皮・設備の簡易な計算方法について*

・事業者毎の標準設計仕様で簡易に計算したい



■ **外皮の簡易計算法の創設(部位別仕様表)**

※さらに簡易計算法の結果と設備仕様により一次エネルギー消費量計算可能

宿題⑤ H25省エネルギー基準に適合する外皮・設備の仕様例について

・事業者毎の標準設計仕様で邸別計算せずに適否を判断したい



■ **当分の間、H25基準対応の外皮・設備の仕様を用意**

※特に熱損失が大きい窓の面積割合等に応じて基準値適正化(現行仕様基準では窓面積割合によらず一律の基準)

※設備についても各設備の標準的な設備効率等を設定

* 低炭素認定基準にも適用

[参考]平成24年11月以降の取組状況について

- (H24.10～ パブリックコメント)
- H24.11 小委員会合同会議(第4回)
- H24.12 低炭素建築物認定基準 公布・施行
- H25. 1 省エネ基準 公布
- H25. 4 非住宅・省エネルギー基準 施行
経過措置1年を経て平成26年4月に完全施行
- H25.10 住宅・省エネルギー基準 施行予定
経過措置1年半を経て平成27年4月に完全施行

[第5回合同会議[本日]の議題]

ご指摘を踏まえて早急に対応すべき課題

<非住宅>

- ①PALに代わる外皮の評価方法
- ②一次エネルギー消費量計算の入力簡素化
- ③旧ポイント法に代わる簡易評価方法

<住宅>

- ④外皮の簡易計算法
- ⑤外皮・設備の仕様例

H25改正省エネルギー基準等の公布・施行状況と追加の対応(本日の議題)のスケジュールについて

